

淀川水系流域委員会 第7回利水・水需要管理部会(2006. 6. 25) 結果報告		2006. 7. 5 庶務発信
開催日時:	2006年6月25日(日) 13:35~16:30	
場 所:	国立京都国際会館 ROOM E	
参加者数:	委員 10名 河川管理者(指定席) 13名 一般傍聴者 28名	
<p>1. 決定事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会作業検討会(6/27)までに事業進捗点検への意見を庶務に提出する。難しい場合は6/30までに提出する。 <p>2. 報告の概要: 庶務より報告資料1~4を用いて「部会検討会の経過報告」と「利水・水需要管理部会に係わるこれまでの意見整理」について報告がなされた。</p> <p>3. 審議の概要</p> <p>河川管理者より、審議資料1-1「平成17年度事業進捗状況報告」を用いて、利水に関連する事業進捗点検について説明がなされた後、委員との質疑応答がなされた。主な内容は以下の通り(例示)。</p> <p>○利水-1-1 利水者の水需要の精査確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利水事業者が必要水源量を算定する際に、河川管理者が示した利水安全度を採用するかどうかは、利水事業者の判断によるのか。それとも河川管理者からの強制なのか。 <ul style="list-style-type: none"> ←河川管理者としては「現時点でこういう状況である」という情報(利水安全度)を提供している。どの程度の水源量を確保しておくかという最終的な判断は、利水事業者としての判断だ(河川管理者)。 ←利水安全度を示した河川管理者の責任として、利水安全度の計算根拠や条件を示すべきだ。 <p>○利水-1-2 水利権の見直しと用途間転用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム使用権譲渡には負担金等の清算が必要になるということだが、具体的にどのような取り決めがあるのか。また、これまでにダム使用権の譲渡が行われたことはあるのか。 <ul style="list-style-type: none"> ←どういった額で譲渡するかについては、ダム毎に協議しないといけないことなので、実際にやってみないと分からない。近畿ではダム使用権の譲渡は行われたことはない(河川管理者)。 ←他流域で行われていれば、データを見せて欲しい。 ・水利権の用途間転用にあたっては、河川管理者の許可が得られれば、「転用する側」と「転用される側」の費用負担に関する話し合いだけで転用できるのか。また、大阪府の工業用水を大阪府の上水に転用する場合は、同じ当事者なので調整の必要はなく、河川管理者が判断を下すだけでよいのか。 <ul style="list-style-type: none"> ←あくまでも費用負担に限って言えば、当事者間の話し合いですむ。原則としては、他用途で水が使われる場合は、いったん河川管理者に返して、新規に申請するという手続きになる(河川管理者)。 ←同じ大阪府であっても事業主体は別のはずなので、譲渡の際の手続きが必要になる。少なくとも「転用する側」と「転用される側」の調整が必要になるほか、譲渡によって他地域に影響が及ばないかどうかという視点も必要だ。これが用途間転用の難しさを生み出している要因でもある(河川管理者)。 ・利水事業者は、水需要抑制に向かって努力をし、「新しい水源確保はもう必要ない」という方向に進んでいる。河川管理者はこの方向を止めないように、前向きに一緒に努力をして欲しい。河川法には用途間転用の手続きの簡素化について記述されている。河川管理者には、用途間転用の手続きを簡素化するための努力をして欲しい(部会長)。 <p>○利水-1-3 既設水源開発施設の再編と運用の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川管理者の「渇水」の定義を教えて欲しい。また、日吉ダムの確保流量を見直した際に、どの流量を減らしたのか。確保流量を減らした際、誰かに負担を強いた等の不都合はあったのか。 <ul style="list-style-type: none"> ←「渇水」の厳密な定義はない。河川管理者が用いている「渇水」とは、ダムの水位が下がりはじめ、あらかじめ早く対応しなければならない「渇水的な状況」のことだ。日吉ダムの確保流量見直しの際には、農業用水を減らしたが、利水者の了解を得て見直しを決定したので、大きな障害が起きたわけではない(河川管理者)。 ・日吉ダムの確保流量見直しは、的確に行われており、評価したい。 ・かんがい期確保流量の見直しによって、平成15~17年は渇水が回避できたのか。また、他のダムでも渇水が起きた場合には確保流量の見直しが行われるのか。 <ul style="list-style-type: none"> ←日吉ダムでは平成15~17年は取水制限を行っていない。他のダムでは確保流量の見直しは行われていない。日吉ダムは、完成した直後から毎年のように取水制限に至る状況になったため、かんがい期確保流量の見直しを行った(河川管理者)。 		

○利水-1-4 渇水対策会議の改正を調整

- ・「関係機関との今後の渇水対策会議のあり方に関する意見交換会」の多くが非公開である理由は何か。
←淀川水系全体での意見交換会（H16.3.29）の中で、非公開の方向性が決定したと認識しているが、理由についてはわかりかねるので、今後何らかの形で返答したい（河川管理者）。

○水需要管理に向けて

部会長より、審議資料2「水需要管理に向けて」（仮題）の執筆・編集方針「たたき台」の説明がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・流域委員会は提言の中で水需要管理が必要な理由を「河川の流量はもともと有限であり、取水量にも河川環境からの制約がある」と述べ、「水需給が一定の枠内でバランスされるように水需要を管理・抑制する水需要管理へと転換する必要がある」とした。ただ、これだけではまだ甘いと感じている。河川からの取水をできるだけ抑制していく必要がある。また、瀬切れを起こさないようにダムから補給するという考え方があがあるが、瀬切れは自然の状態でも発生していたはずだ。瀬切れ解消のためにダムから補給するという考え方はどうなのか。第2次流域委員会では水需要管理の議論が十分にはできていない。議論が必要だ。
- ・「治水・利水・環境」の三つが同等で扱われているが、ベースは環境にあり、治水・利水が環境に及ぼす影響をある範囲内にとどめないといけないのではないかと。その範囲は環境の復元力によると思うので、ぜひ検討して欲しい。
- ・水需要管理と利水管理は違うような気がする。統一していかないといけない。また、水循環の観点が抜けているのでどう位置付けていくかを検討する必要がある。
- ・規則と運用は違っている（例：琵琶湖水位と渇水調整会議の開催）。報告書「水需要管理に向けて」では、現状と問題点を切り分けて、現状の運用についても評価していく必要がある。また、淀川大堰は非常に重要なので、ダム群の1つとして検討して欲しい。
- ・総合的な管理が必要であれば、「水需要管理」ではなく、「水需給総合管理」ではないか。水需要管理の概念について委員会として合意しておく必要がある。住民側のリスクや河川行政側の瑕疵リスクについても明示した方がよい。行政が用いている「環境」と委員会の「環境」の違いも整理しておいた方がよい。
←やはり「水需給総合管理」ではなく、「水需要管理」だ。これまでの利水は、使いたいだけ使えるように水を供給していくというやり方だった。これを反省して、供給を主体とした管理から需要を主体とした管理に変えていくということだが、今のところ理念にすぎない。この理念をどう具体化していくのか。流域委員会の考え方を示し、問題提起をしていく必要がある。
- ・誰のための水需要管理なのか。「現在の人間のためなのか」等の視点が必要になってくる。また、住民の考え方をどう反映させるのかという視点も必要になってくる。農業水文的な発想ではなく、理学水文的な発想から出発して利水を考えて欲しい。水収支が基本的になっていくだろう。

4. 一般傍聴者からの意見聴取：3名から発言がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・委員会が利水安全度の根拠を河川管理者に求めるのは当然だが、それだけでは不十分だ。従来の渇水対策会議で取水制限の対象になっていたのは実績取水量であり、水利権量ではない。いつ変更されたのか。河川法には、渇水時には利水者相互に譲り合って対処しなさいという法文がある。その辺りがはっきりしないと大阪府は根拠のはっきりしない利水安全度に基づいて水需要予測を行ったことになる。今後、仮に水利権量に対して取水制限をするということになると、他の利水者はこれまでよりも被害を受けるということになる。逆に、水利権量と実績取水量が大きくかけ離れている大阪市は、渇水時には水が使えない事態を招くことになる。流域委員会は、これらについても河川管理者に説明を求めていかななくてはならない。
- ・従来、異常渇水時には河川法でうたわれている互助の精神で融通し合うという形だったが、昨年、大阪府は利水安全度に縛られた変則的な水需要予測を行った。委員会は利水安全度の関するデータを河川管理者に要求し、より突っ込んだ議論をして欲しい。大阪府の水需要予測が悪しき先例になることも考えられる。
- ・淀川河川事務所のHPでは「新しい具体的な整備内容シート」が公開されているので、きちんと報告すべき。4月に環境基本計画が閣議決定されたが、これについても国交省が報告すべきだ。日吉ダムの確保水量見直しは、もともと降雨の少ないところに建設したことが原因だ。ダム撤去についても検討していくべき。

以上

※このお知らせは委員の皆様に必要な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させていただくものです。詳細については、結果概要、議事録をご参照下さい。